・指定都市・特別区も含め 常に都道府県から記載す

# 印 鑑 登 録 証 明 書

	登録印影	氏名	住民 一郎	<ul><li>・改ざん防止のため、年月日が14 場合は左に詰めて記入し、スペー できないようにすること。</li></ul>			
	住民	旧氏	【空欄】		0		
		***	****				
		生年月日	平成2年2月2日	性別	男		
		住所	東京都港区虎ノ門2-2-1	虎ノ門ハイツ10	1号		

20201001 ●●区 本庁 1 プリンタ001 011

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

・日本人の場合は「旧氏」を表示。 旧氏がない場合は左の欄に「【空欄】」と表示す ること。



・非漢字圏の外国人が「氏名のカタカナ表記」を印影に用いる場合にこの欄を利用する。該当項目がなければ項目は「\*\*\*」とすること。

・指定都市・特別区も含め 印 鑑登録証明 聿 常に都道府県から記載す ・改ざん防止のため、年月日が1 桁の場合は左に詰めて記入し、 スペースができないようにするこ 氏名 青木 良子 登録印影 泊氏 住民 \* \* | \* \*\*\*\* 住 生年月日 女 平成3年4月4日 性別 民 住所 東京都千代田区霞が関2-1

20201001 ●●区 本庁1 プリンタ001 011

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

・日本人の場合は「旧氏」を表示。 旧氏がない場合は左の欄に「【空欄】」と表示 すること。



・非漢字圏の外国人が「氏名のカタカナ表記」を印影に用いる場合にこの欄を利用する。該当項目がなければ項目は「\*\*\*」とすること。

- ・改ざん防止のため、年月日が1桁の場合は左に詰めて記入し、スペースができないようにすること。
- ・外国人住民の場合は西暦で記載すること。

## 印 鑑 登 録 証 明 書

				・非漢字圏の外国人			
登録印影	氏名	Jane	Smith	に用いる場合にこの欄を利用すること。この場合、項目を「氏名のカタカナ表記」と表示する。			
	通称	住民	幸子 /	該当項目がなければ項目は「***」とする			
スミスン	氏名のカタカナ表記	ジェー	ンスミ	<b></b>			
えり	生年月日	1 9 7	4年1月	1日	性別	女	
	住所	東京都	港区虎ノ	門2-2-1 虎ノ	門ハイツ10	1号	
/ / /		A					

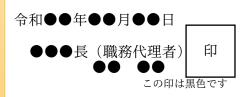
・指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載す

20201001 ●●区 本庁1 プリンタ001 011

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

・外国人住民の場合は 「通称」を表示。 通称がない場合は左の 欄に「【空欄】」と表示す ること。

・氏名欄は全角48文字より多い桁数を用意し、英数字は全角で桁あふれが生じる場合は、必要に応じて半角96文字以上とする。



- ・改ざん防止のため、年月日が1桁の 場合は左に詰めて記入し、スペース ができないようにすること。
- ・外国人住民の場合は西暦で記載すること。

印 鑑 登 録 証 明

・漢字名のある外国人の場合は、 漢字氏名をローマ字氏名の後に 併記する。

・氏名欄は全角48文字より多

登録印影	氏名	ZHANG YULIN 張 玉蓮	い桁数を用意し、英数字は全 角で桁あふれが生じる場合は、		
住民	通称	住民 花子	必要に応じて半角96文字以 ・上とする。		
	***	****			
	生年月日	1990年2月2日	性別  女		
	住所	東京都港区虎ノ門2-2-1	虎ノ門ハイツ101号		

・指定都市・特別区も含め 常に都道府県から記載する。 20201001 ●●区 本庁 1 プリンタ001 011

この写しは<sub>豆球されに印影と相選な</sub>いことを証明する。

・外国人住民の場合は「通称」を表示。 通称がない場合は左の欄に「【空欄】」と表示す ること。



・非漢字圏の外国人が「氏名のカタカナ表記」を印影に用いる場合にこの欄を利用すること。この場合、項目を「氏名のカタカナ表記」と表示する。該当項目がなければ項目は「\*\*\*」とすること。

			照会番		第 号 XXXXXX
			令和	年月	В
	印金	監の登録に関する照	会書		
相違なければ	●●月●●日 あなた 、回答書に全て自書し り扱い窓口へ持参して	の登録申請を受け付けましたが、 、申請された印鑑を押印して、も ください。	、あなたの意思に基 <sup>*</sup> 切り離さずに令和●●	づき申請さ ●年●●月	れたものに ●●日
	<del></del>	回答書	令和 4	年 月	日
照会のあ 相違ありま 住 所 本人署名 生年月日		は、私の意思に基づくことに		申請した	印鑑
代理人に委	任するときは、登録す	る本人が回答書と以下の委任状	を記入して持参させ	てください	<b>`</b> °
		委 任 状	令和 4	年 月	日
		P鑑登録証の受領について、上の とします。 本人署名 	)者を代理人と定め、		

(<mark>お問合せ先</mark>) < 担当課名 > < 住 所 > < 電 話 >

 $1 \ 0 \ 5 - 0 \ 0 \ 0 \ 1$ 東京都港区虎ノ門2-2 虎ノ門ハイツ101号 住民 花子 様

・郵送のための住所欄は、他様式も同 様(ほかの様式と同じ封筒を使用す る)。

\*窓付き封筒の使用を想定して宛先は 記載することとし、発行元は封筒に記

第●●号 照会番号 XXXXXXXXXXX

令和●●年●●月●●日

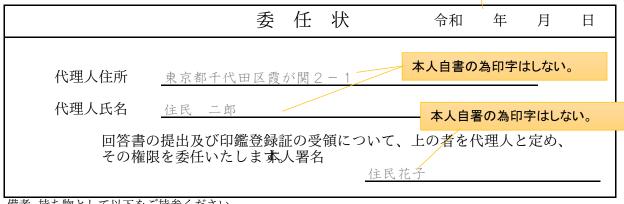
●●●長(職務代理者) 印 この印は黒色です

#### 印鑑の登録に関する照会書

令和●●年●●月●●日 あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請され たものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに令和●●年

●●月●●日までに申請取り扱い窓口へ持参してください。 本人自書の為数字は空白とする。 答 書 回 年 令和 月 H 〇〇長(職務代理者) 様 照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに 申請した印鑑 相違ありません。 本人自書の為印字はしない。 所東京都港区虎ノ門2~2-1 虎ノ門ハイツ101号 住 本人自署の為印字はしない。 本人署名 住民花子 生年月日平成8年2月2日

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。



備考 持ち物として以下をご持参ください。

<本人が来庁する場合>必要事項を記入した本照会書、登録申請した印鑑、本人確認書類(マイナンバーカード、運転 免許証等)

<代理人が来庁する場合>回答書及び委任状欄を記入・署名した本照会書、登録申請した印鑑、

代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

・ 備考の内容は自治体毎に任意で文言設定可能とする。

(お問合せ先) 担当課名 雷

				第	号
	令和	年	月	日	

#### 印鑑登録抹消通知書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせしま す。

記

- 1. 印鑑登録番号
- 2. 登録者氏名
- 3. 抹消年月日
- 4. 抹消事由

あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合に は、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

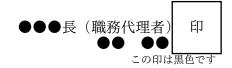
#### (お問合せ先) < 担当課名 く 住 所

105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイツ101号

青木 良子 様

<u>իրկիիիկիիինիինակիրերինիններինիններինիննինին</u>

令和●●年●●月●●日



### 印鑑登録抹消通知書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせしま す。

宛先名と登録者 氏名が違う場合 に備えて、 日本人の場合は 旧氏、外国人の 場合は通称も記 載できる。

記

- 1. 印鑑登録番号 ABCDEF789123456
- 2. 登録者氏名 青木 良子
- 3. 抹消年月日 令和2年6月6日
- 4. 抹消事由 氏名の変更

・改ざん防止のため、年月日が 1桁の場合は左に詰めて記入し、 スペースができないようにすること。

・本通知を受け取った者が、 抹消となる理由がわかるよう に、当該理由を出力する。

あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

#### (お問合せ先)

< 担当課名 > < 住 所 > < 電 話 >